

告 示

埼玉県告示第八百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成三十年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

戸田都市計画都市再開発の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

戸田都市計画区域の区域

三 縦覧場所

埼玉県都市整備部市街地整備課、埼玉県さいたま県土整備事務所、戸田市都市整備部まちづくり推進課

四 縦覧期間

平成三十年八月三日から平成三十年八月十七日まで